

3.2.6 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 大気質

1) 環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づき、大気の汚染、有害大気汚染物質（ベンゼン等）及び微小粒子状物質に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

各環境基準は表 3.2-14～表 3.2-17 に示すとおりである。

表 3.2-14 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：1. 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号）

2. 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号）

備考：

1. 環境基準は、工業専用地域、車道のその他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 3.2-15 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環告第4号）

備考：

1. 環境基準は、工業専用地域、車道のその他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.2-16 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.2-17 ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は、年間平均値とする。

2) 大気汚染防止法に係る規制基準

新施設は、ばい煙発生施設及び水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質及び水銀の排出基準が適用されるほか、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

a) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。宇都宮市は $K=8.0$ 、下野市、上三川町は $K=17.5$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時（ $\text{m}^3\text{N}/\text{時}$ ））

He：下記に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位：m）

K：地域ごとのK値（宇都宮市は $K=8.0$ 、下野市、上三川町は $K=17.5$ ）

また、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施区域が位置する宇都宮市は指定地域には含まれていない。

b) ばいじん

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準は、表3.2-18に示すとおりである。

表 3.2-18 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

施設種類	規模 (排出ガス量: 10 ⁴ m ³ /h)	本則		附則	
		(g/m ³)	0n(%)	(g/m ³)	0n(%)
廃棄物焼却炉	4t 以上	0.04	12	(0.08)	
	2~4t 未満	0.08	12	(0.15)	
	2t 未満	0.15	12	(0.25)	

備考:

1. 本則とは、大気汚染防止法施行規則別表第2のばいじんの排出基準を示し、附則とは、暫定排出基準及び適用猶予期間を示す。

2. 0nとは、各施設に適用される標準酸素濃度を示し、0sとは、排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)を示す。

なお、熱源として電気を使用するものは、0n=0sとする。

標準酸素濃度換算をする場合には、次の算出式による。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times C_s$$

C : ばいじんの量 (単位: g/m)

C_s : JISZ8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの (単位: g/m³)

3. ()内の数字等は、昭和57(1982)年6月1日、廃棄物焼却炉については平成10(1998)年7月1日において現に設置されている施設(設置工事に着手したものを含む)に対し当分の間適用する基準値等を示す。

出典: 1. 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

2. 「環境保全のしおり」(令和7年4月、栃木県)

c) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に基づく廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準は、表3.2-19に示すとおりである。

表 3.2-19 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類	排ガス量 (万m ³ /h)	基準値 (ppm)						
		設置 年月日 0n(%)	~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	12	300	300	300	250	250	250
	4 未満		300	300	300	300	250	250
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	12				250	250	250
	4 未満					250	250	250
浮遊回転燃焼 式焼却炉 (連続炉)	4 以上	12	900	900	900	450	450	450
	4 未満		900	900	900	900	450	450
特殊廃棄物焼 却炉(連続炉)	4 以上	12	300	300	300	250	250	250
	4 未満		900	900	900	900	700	700

注) ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

備考: 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times C_s$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

C_s : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

出典: 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

d) 塩化水素

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準は、表3.2-20に示すとおりである。

表 3.2-20 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	排出基準 (mg/m ³)
廃棄物焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量濃度 (mg/m³)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³) (JIS K 0107 による)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

e) 水銀

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は、表3.2-21に示すとおりである。

表 3.2-21 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

施設の種類	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 (μg/m ³)	
		既存施設 (~H30.3.31)	新規施設 (H30.4.1~)
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200kg/時以上	50	30

注) 水銀の濃度の測定結果の基準との適否については、下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度 0n における水銀濃度 (μg/m³)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1m³ 中の量に換算したもの (μg/m³)

出典 : 1. 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

2. 「環境保全のしおり」(令和7年4月、栃木県)

f) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.2-22 に示すとおりである。

表 3.2-22 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

施設規模（焼却能力 ^{注1)} ）	排出基準（ng-TEQ/m ³ ） ^{注2) 注3)}		O _n （%）
	新設施設基準 （H12. 1. 16～）	既存施設基準 （H14. 12. 1～当分の間）	
4t/時以上	0.1	1	12
2t/時以上 4t/時未満	1	5	
2t/時未満	5	10	

注 1) 火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力が 50kg/h 以上について適用される。

注 2) ダイオキシン類の濃度の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C：ダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m³）

C_s：測定時のダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m³）

O_n：施設ごとに定められた標準酸素濃度（%）

O_s：測定時の酸素濃度（%）

注 3) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：1. 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

2. 「環境保全のしおり」（令和 7 年 4 月，栃木県）

(2) 水質

1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく、全公共用水域について一律に定められている人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-23 に示すとおりである。また、生活環境の保全に関する環境基準(河川)は、表 3.2-24 に示すとおりであり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ類型が指定され、対象事業実施区域の東側を流れる田川下流の類型指定はB類型、西側を流れる姿川はA類型である。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2-25 に示すとおりである。

表 3.2-23 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考:

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考：

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-25 ダイオキシン類に係る環境基準（水質（水底の底質を除く））

物質	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

備考：

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

2) 規制基準

新施設は「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく特定施設に該当し、その規制基準となる一律排水基準は表3.2-26及び表3.2-27に示すとおりである。

表 3.2-26 人の健康の保護に係る項目（排水基準）

項目	排水基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン, EPN)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	不検出
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外)
ふっ素及びその化合物	8mg/L (海域以外)
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考:	
<p>1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2-27 生活環境の保全に係る項目（排水基準）

有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下(海域以外)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考： 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

ダイオキシンについては、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、排水に対して基準が設けられている。廃棄物焼却炉の放流水に関する基準は、表3.2-28に示すとおりである。

表 3.2-28 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水）

特定施設種類	排出基準
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10pg-TEQ/L

注）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

さらに、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年栃木県条例第 6 号）では、1 日当たりの平均的な排出水量が 30 m³（畜房施設にあって 15 m³）以上の特定事業場に対して、工場又は事業場の業態に応じた上乘せ基準が定められており、表 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-29 上乘せ排水基準

有害物質の種類		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの
項目に係る許容限度	六価クロム化合物に係る許容限度（単位 1 リットルにつきミリグラム）	0.1mg/L
	生物化学的酸素要求量	25mg/L(日間平均 20mg/L)
	化学的酸素要求量	25mg/L(日間平均 20mg/L)
	浮遊物質量	50mg/L(日間平均 40mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	10mg/L
	フェノール類含有量	1mg/L
	溶解性鉄含有量	3mg/L
	溶解性マンガン含有量	3mg/L
	窒素含有量	20mg/L(日間平均 10mg/L)
	燐含有量	2mg/L(日間平均 1mg/L)

出典：「環境保全のしおり」（令和 7 年 4 月，栃木県）

また、上三川町の「環境保全条例」（昭和 50 年上三川町条例第 21 号）では、環境上の目標値が設定されている。上三川町が定める水質汚濁防止目標値は表 3.2-30 に示すとおりである。

表 3.2-30 上三川町の水質汚濁防止目標値

項目	目標値		測定方法	備考
	特定工場	畜房施設		
BOD	20 (15)	120 (90)	規格 16 標準希釈法	()内は日平均
COD	20 (15)	120 (90)	規格 13	
SS	90 (60)	150 (120)	GPP 法	
カドミウム	0.05ppm 以下		JIS K0 102 40 に掲げる方法	
シアン	検出されないこと。		JIS K0 102 29.3 に掲げる方法	
有機リン	検出されないこと。		JIS K0 102 23 に掲げる方法	
鉛	0.1ppm 以下		JIS K0 102 39 に掲げる方法	
クロム(六価)	0.05ppm 以下		JIS K0 102 51.2 に掲げる方法	
ヒ素	0.05ppm 以下		JIS K0 102 48 に掲げる方法	
総水銀	0.05ppm 以下		原子吸光光度法	
アルキル水銀	検出されないこと。		ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離 原子吸光光度法	
PCB	検出されないこと。		ガスクロマトグラフ法	

出典：「上三川町環境保全条例施行規則」（昭和 50 年上三川町規則第 23 号）

(3) 底質

1) 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づくダイオキシン類による水濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準は表 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-31 ダイオキシン類に係る環境基準(水底の底質)

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	150pg-TEQ/L

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染,水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

備考

1. 基準値は,2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は,年間平均値とする。

(4) 地下水

1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は表3.2-32に示すとおりである。

表 3.2-32 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名: 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

出典: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

備考:

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102-2 14.2, 14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 土壌

1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく、土壌汚染に係る環境基準は表3.2-33に、
「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類に係る
環境基準は表3.2-34に示すとおりである。

表 3.2-33 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

出典:「土壌環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)

備考:

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K 0125の5.1,5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K 0125の5.1,5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3.2-34 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌の汚染）

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類とソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（定められた測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を定められた測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

2) 規制基準

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m²）以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、表 3.2-35 に示す土壌汚染対策法に基づく特定有害物質による土壌汚染が確認された場合、土壌汚染調査、表 3.2-36 に示す区域指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく特定有害物質、農用地土壌汚染対策地域の指定要件は表 3.2-37 に示すとおりである。

ただし、関係市町においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域はない。

表 3.2-35 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質と基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	—
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	—
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4000mg/kg 以下	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L 以下	—
	チウラム	0.006mg/L 以下	—
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)

表 3.2-36 土壤汚染対策法に基づく区域指定

区域の種類	指定要件
要措置区域	健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
形質変更時要届出区域	健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

出典：「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)

備考

「人の健康被害が生じるおそれ」とは、土壤溶出量基準(土壤から有害物質が溶け出した地下水を摂取した場合のリスクを評価した基準)に適合しない場合は、汚染のある土地の周囲に地下水の飲用利用がある場合をいい、土壤含有量基準(有害物質が含まれる土壤を直接摂取した場合のリスクを評価した基準)に適合しない場合は、立入禁止や飛散防止のための措置が行われていない場合をいう。

表 3.2-37 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質と
農用地土壌汚染対策地域の指定要件

特定有害物質の種類	農用地土壌汚染対策地域の指定要件
カドミウム及びその化合物	<p>地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域上記の近傍の地域のうち次に掲げる要件に該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えるおそれが著しいと認められるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上である ・ 地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一である
銅及びその化合物	<p>地域内の農用地（田に限る。）の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域</p>
砒素及びその化合物	<p>地域内の農用地（田に限る。以下この号において同じ。）の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき 15mg（その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でないとして認められる場合には、都道府県知事が土壌 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲内で定める別の値）以上であると認められる地域</p>

出典：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」（昭和 46 年政令第 204 号）

(6) 騒音

1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく、騒音に係る環境基準及び地域類型の区分は表3.2-38に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、C類型に該当する。

表 3.2-38 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

備考

地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70dB以下	65dB以下

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

2) 規制基準

a) 特定工場等において発生する騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく、特定工場等において発生する騒音に関する基準は表3.2-39に示すとおりである。

対象事業実施区域は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域として定められた地域ではないため、規制基準は適用されない。

なお、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(昭和43年法律第98号)に基づく、特定工場等において発生する騒音に関する基準は表3.2-40に示すとおりであり、対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であることから、前項に掲げる地域以外の地域に該当する。

表 3.2-39 特定工場等において発生する騒音に関する基準 (法)

時間の区分 地域の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで・ 午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50 dB	45 dB	45 dB
第2種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	70 dB	65 dB	60 dB

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等」(昭和47年栃木県告示第70号)

備考

第1種区域：「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域及び田園住居地域

第2種区域：同号に規定する第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域及び第二種中高層住居専用地域

第3種区域：同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域：同号に規定する工業地域

ただし、第2種区域(第2種区域の夜間に係るものは除く。)、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

表 3.2-40 特定工場等において発生する騒音に関する基準 (条例)

時間の区分 地域の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで・ 午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
工業専用地域	75 dB	70 dB	60 dB
前項に掲げる地域以外の地域 (次項に掲げる地域を除く)	65 dB	60 dB	50 dB
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域内の地域	60 dB	55 dB	45 dB

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第29条」(平成17年栃木県規則第1号)

b) 特定建設作業に伴って発生する騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準は表3.2-41に示すとおりである。

対象事業実施区域は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域として定められた地域ではないため、規制基準は適用されない。

なお、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」(昭和43年法律第98号)に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準についても、表3.2-41に示したとおりであり、対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であることから、第1号区域に該当する。

表 3.2-41 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準(法・条例)

時間の区分 地域の区分	規制基準	作業禁止時間帯	作業時間	作業禁止期間
第1号区域	85 dB	19:00~7:00	1日10時間以内	連続六日を超えて行われる, 日曜, その他の休日
第2号区域	85 dB	22:00~6:00	1日14時間以内	

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)
「栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第29条」(平成17年栃木県規則第1号)

備考
法

第1号区域: 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
- ニ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。

第2号区域: 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域
条例

第1号区域: 条例の規制地域のうち、工業専用地域を除いた地域

第2号区域: 条例の規制地域のうち、工業専用地域

c) 自動車における騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく、道路交通騒音の要請限度は表3.2-42に示すとおりである。

表 3.2-42 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65dB
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

備考

1. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。
 - a 区域：専ら住居の用に供される区域
 - b 区域：主として住居の用に供される区域
 - c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「公害対策基本法」(昭和42年法律第132号)及び「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表3.2-43に示すとおりである。また、栃木県における地域のタイプの指定は表3.2-44に示すとおりである。

なお、対象施設の西側は新幹線鉄道が存在しており、対象事業実施区域はこの基準の適用範囲内にある。

表 3.2-43 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域	基準値
I	主として住居の用に供される地域	70dB 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75dB 以下

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)

表 3.2-44 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	指定地域		指定から除外する地域
	区域の範囲	都市計画区域	
1.	軌道中心線から 300メートル以内の区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域	線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 工業専用地域 河川の地域 用途地域の定めのない地域で、かつ、住居が存在しない区間が1000メートルに及ぶ山林、原野、農業用地等
2.		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	トンネルの出入口から中央部方向へ150メートル以上の区域

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準についての地域の指定」（平成19年栃木県告示第264号）

(7) 振動

a) 特定工場等において発生する振動

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく、特定工場等において発生する振動に関する基準は表3.2-45に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域外の地域であるため、規制基準は適用されない。

なお、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（昭和43年法律第98号）に基づく、特定工場等において発生する振動に関する基準は表3.2-46に示すとおりであり、対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であることから、前項に掲げる地域以外の地域に該当する。

表 3.2-45 特定工場等において発生する振動に関する基準（法）

区域区分	時間区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日の午前8時まで)
	第一種区域		60dB以上 65dB以下
第二種区域		65dB以上 70dB以下	60dB以上 65dB以下

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）

備考

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から5デシベルを減じた値以上とすることができる。

表 3.2-46 特定工場等において発生する振動に関する基準（条例）

区域区分	時間区分	昼間 (午前 8 時から午後 8 時まで)	夜間 (午後 8 時から翌日の午前 8 時まで)
工業専用地域		70dB	65dB
前項に掲げる地域以外の地域 (次項に掲げる地域を除く)		65dB	60dB
学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域内の地域		60dB	55dB

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年栃木県条例第 40 号）

b) 特定建設作業に伴って発生する振動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準は表 3.2-47 に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域外の地域であるため、規制基準は適用されない。

なお、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準は表 3.2-48 に示すとおりであり、対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であることから、法に基づき地域指定された以外の地域に該当する。

表 3.2-47 特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準（法）

基準 区域の区分	規制基準	作業禁止時間帯	作業時間	作業禁止期間
第 1 号区域	75dB	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	一日 10 時間以内	連続して 6 日を超えて行われる、日曜日その他の休日
第 2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時	一日 14 時間以内	

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

備考

第 1 号区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域。

第 2 号区域：振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、第 1 号区域以外の区域

表 3.2-48 特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準（条例）

基準 区域の区分	規制基準	作業禁止時間帯	作業時間	作業禁止期間
法に基づき地域指定された 以外の地域 (工業専用地域を除く)	75dB	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	一日 10 時間以内	連続して 6 日を超えて行われる、日曜日その他の休日
工業専用地域		午後 10 時から翌日の午前 6 時	一日 14 時間以内	

出典：「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年栃木県条例第 40 号）

c) 自動車における振動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく、道路交通振動の要請限度は表 3.2-49 に示すとおりである。

表 3.2-49 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間区分	昼間 (午前 7 時から 午後 8 時)	夜間 (午後 8 時から 翌日午前 7 時まで)
		第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	65dB
第 2 種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	70dB	65dB	

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

(8) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく、関係地域における規制基準は表 3.2-50 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は用途地域として定められた地域でないため、規制基準は適用されない。

表 3.2-50 悪臭防止法に係る規制基準

市町	区域の区分		規制基準 (大気の臭気指数)
宇都宮市	指数 15	都市計画法第 8 条に基づく用途地域	15
下野市	指数 15	都市計画法第 8 条に基づく用途地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域及び準工業地域	15
	指数 18	用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域	18
上三川町	指数 15	都市計画法第 8 条に基づく用途地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域	15
	指数 18	用途地域のうち工業地域及び工業専用地域	18

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 68 号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準について」（宇都宮市、

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/seikatsukankyo/1005360.html>

令和 7 年 9 月閲覧)

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年下野市告示第 54 号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年栃木県告示第 71 号）

(9) 景観

1) 栃木県景観条例

上三川町においては「栃木県景観条例」（平成 15 年栃木県条例第 6 号）に基づき、一定規模を超える建築物や工作物の建築・開発行為に対して、地域の基調となる景観と調和させることを目的に、届出制度を実施している。届出対象となる行為は表 3.2-51 に示すとおりである。

表 3.2-51 届出対象となる行為

区分		届出対象の建築物	
		高さ	建築面積
都市計画区域	商業地域	31m を超えるもの	2,000m ² を超えるもの
	上記以外の用途地域	20m を超えるもの	1,500m ² を超えるもの
	用途地域以外の地域	13m を超えるもの	1,000m ² を超えるもの
《工作物》			
① さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等		5m を超えるもの	—
② 煙突、排気塔等		15m を超えるもの	
③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等			
④ 記念塔、電波塔、物見塔等			
⑤ 高架水槽、冷却塔等			
⑥ 広告塔、広告板等			
⑦ 彫像、記念碑等			
⑧ 電気供給もしくは有線電気通信のための電線路または空中線の支持物		20m を超えるもの	
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設		15m を超えるもの	1,000m ² を超えるもの
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設			
⑪ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵しまたは処理する施設			
⑫ 自動車車庫の用に供する施設			
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設			
《開発行為》			
開発行為		土地の区域区画が 5ha 超の開発	

出典：「栃木県景観条例施行規則」（平成 15 年栃木県規則第 29 号）

2) 宇都宮市景観計画

宇都宮市は「宇都宮市景観条例」（平成 19 年宇都宮市条例第 82 号）及び「宇都宮市景観計画 2019 年 3 月改定」（平成 31 年 3 月，宇都宮市）により市内全域を景観計画区域と指定しており，対象事業実施区域は景観計画区域に該当する。

また，宇都宮を代表する誇れる景観づくりが必要な区域として指定し，宇都宮市の「顔」となる景観づくりを目指す「景観形成重点地区」，住民自ら積極的に景観づくりに取り組もうとする区域として住民主体の景観づくりを支援する「景観形成推進地区」を指定している。指定状況は表 3.2-52 に示すとおりであり，対象事業実施区域はどちらにも含まれない。

なお，景観形成重点地区および景観形成推進地区における景観形成の目標と基本方針は表 3.2-53 に，景観計画区域における届出対象行為を表 3.2-54 に，行為の制限を表 3.2-55 に示すとおりである。

表 3.2-52 景観形成重点地区および景観形成推進地区

名称	地区の概要	区域
景観形成重点地区		
宇都宮駅東口地区	<p>県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点づくりを目指し、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進している。</p> <p>当地区は、新たな都市拠点にふさわしい風格ある都市景観を創出し、新しい宇都宮を印象付ける重要な地区である。</p>	宇都宮市川向町、東宿郷1丁目、東宿郷2丁目、宿郷1丁目及び元今泉1丁目の各一部（約9.0ha）
大通り地区	<p>北関東最大の50万都市を誇る宇都宮市の中心であり、歴史を紡ぎながら栄えてきた本市を代表する重要な地区である。今後、都心拠点の中心として、多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成する。</p>	<p>宇都宮市池上町、泉町、本町、馬場通り1から4丁目、大通り1から4丁目の各一部（面積約13ha）</p> <p>国道119号から宮の橋までの大通り沿道で、道路境界から両側30メートルの範囲。ただし、建築物が30メートルの境界線にある場合は、建築面積の2分の1以上が含まれる建築物が対象となる。</p>
白沢地区	<p>宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第1の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいる。この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していく。</p>	宇都宮市白沢町の一部（白沢宿を中心とした地区：面積約11ha）
雀宮駅周辺地区	<p>宇都宮市南部の拠点として、駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域である。</p> <p>これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指す。</p>	宇都宮市雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部（面積約18ha）
岡本駅周辺地区	<p>宇都宮市北東部の拠点として駅舎や東西駅前広場、土地画整理事業などの各種整備事業が進められるなど、新たなまちづくりが行われている地域である。</p> <p>これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指す。</p>	宇都宮市下岡本町の一部（面積約4.7ha）
大谷地区	<p>他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化している。</p> <p>今後、まちなみが変わっていく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高めることで、訪れる人々が大谷ならではの風景を楽しみ、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出する。</p>	宇都宮市大谷町、田下町の各一部中央エリア（面積約81ha）、沿道エリア（面積約50ha）、市街地エリア（面積約18ha）
鬼怒通り駅東地区	<p>商業や業務、住宅などの中高層の建築物が立ち並ぶ街並みが形成された中に、本市が目指すネットワーク型コンパクトシティの基軸となるライトラインが走行することで、新たな街並みが形成されている地域である。</p> <p>新たなまちの魅力となるライトラインと沿線の街並みが調和し、本市の顔となる通りとしての風格を持ち、賑わいや潤いを感じる都心景観を形成する。</p>	東宿郷1丁目から6丁目の一部。（約12ha）
景観形成推進地区		
中里原地区	<p>宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接しています。この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められる地区である。</p>	宇都宮市中里町の一部（約19.0ha）

出典：「宇都宮市景観計画 2019年3月改定」（宇都宮市、平成31年3月）

表 3.2-53 景観形成重点地区および景観形成推進地区における景観形成の目標と基本方針

名称	目標	基本方針
景観形成重点地区		
宇都宮駅東口地区	新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 県都・宇都宮の玄関口に相応しい個性的で風格ある街並みを形成する。 ● 四季を感じる宇都宮らしい豊かな水と緑を配置する。 ● 宇都宮の歴史・文化を感じるとともに、21世紀のまちづくりを予感させる魅力ある街並みを形成する。 ● 宇都宮の活力を創造し、体現する街並みを形成する。 ● 50万市民が誇りと愛着を持てる街並みを形成する。
大通り地区	宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇都宮の顔にふさわしい、まとまり（絆）を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。 ● 県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな、歩いて楽しい、賑わいのある街並みを形成する。 ● 大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。
白沢地区	歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。 ● 継承されてきた特徴ある敷地形状を守り、活かす。 ● 宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。 ● 水と緑により、楽しく歩ける歩行空間を演出する。 ● 伝統ある文化の継承と、地域力を活用した賑わい景観を創出する。
雀宮駅周辺地区	南部地域の拠点として安らぎと賑わいが調和した景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通の方針 南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成 ● 停車場線ゾーンの方針 多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成 ● 駅西口ゾーンの方針 多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成 ● 駅東口ゾーンの方針 文教施設と田園風景が調和した景観の保全
岡本駅周辺地区	新たな駅前空間としての「にぎわい」と「つながり」を感じる魅力ある景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡本駅と駅東西のつながりを活かした駅前空間を創出する。 ● 歩く楽しみやにぎわいのある駅前景観を形成する。 ● 周辺と調和した快適な生活環境を創出し、街並みの魅力を高める景観を形成する。
大谷地区	豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む～行ってみたい、過ごしてみたい、いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～	<ul style="list-style-type: none"> ● 大谷石のまちなみを保全し、観光資源として活用する。 ● 大谷石の岩肌の眺望を保全する。 ● 大谷石のまちなみに相応しい建物、商業施設、屋外広告物の規制・誘導によりにぎわいを創出する。 ● 眺望や魅力的な夜間景観を創出する。
鬼怒通り駅東地区	宇都宮の顔となる通りとしての風格を持ち、昼も夜も楽しめる景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇都宮の顔となる景観の形成 ● 乗って歩いて楽しい景観の形成 ● 昼夜それぞれの魅力が感じられる景観の形成 ● 沿道の環境に応じた景観の形成
景観形成推進地区		
中里原地区	快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みの形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地ゾーン 緑豊かな環境と調和した落ち着きのある住宅地の景観形成 ● 沿道サービスゾーン 周辺と調和したゆとりと潤いのある住宅地の景観形成

出典：「宇都宮市景観計画 2019年3月改定」（宇都宮市、平成31年3月）

表 3.2-54(1) 景観計画区域における届出対象となる行為

対象行為	届出対象規模
建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は建築面積が1,000m ² を超えるもの
工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	表 3.2-54(2)のとおり
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000m ² （1ha）を超えるもの

出典：「宇都宮市景観計画 2019年3月改定」（宇都宮市，平成31年3月）

表 3.2-54(2) 景観計画区域における工作物の届出対象行為

種別・内容	届出対象規模
① さく，塀，垣（生け垣を除く。），擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突，排気塔等	高さ10mを超えるもの
③ 記念塔，電波塔，物見塔等	
④ 高架水槽，冷却塔等	
⑤ 広告塔，広告板等	
⑥ 鉄筋コンクリート柱，鉄柱，木柱等	高さ15mを超えるもの
⑦ 観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュート，メリーゴーラウンド等の遊戯施設等	高さ10mを超えるもの 又は築造面積1,000m ² を超えるもの
⑧ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャープラント等の製造施設等	
⑨ ガス，石油製品，穀物，飼料等を貯蔵し，又は処理する施設等	
⑩ 自動車車庫の用に供する施設等	
⑪ 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設等	

出典：「宇都宮市景観計画 2019年3月改定」（宇都宮市，平成31年3月）

表 3.2-55 景観形成区域における届出対象に対する行為の制限

項目		制限
外部空間	エントランス	● 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	● 周囲に生け垣、腰壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ● 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	● 塀、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ● シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	● 壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	● 周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度※(3以下)を抑え落ち着きのあるものとする。
	外壁	● 周辺の街並みに応じたデザインとし、色調についても、周辺になじむよう彩度※(3以下)を抑えた色とする。
	外階段	● 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	● 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	● 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	● 十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ● 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
付属施設等	広告物 サイン類	● 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	● 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ● 住宅街等は落ち着きのある照明とする。
	屋内照明	● 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	● 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	● 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ● 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

出典：「宇都宮市景観計画 2019年3月改定」（宇都宮市，平成31年3月）

備考

彩度：「マンセル表色系」で色の鮮やかさを表現する尺度で、数値が大きいほど鮮明な色になる。彩度3以下とする色は、外壁の基調となる色彩であり、各立面の3/4(75%)以上の割合で使用される色彩とする。立面の取り扱い、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材や透明なガラス素材は彩度3以下として取り扱う。

3) 下野市景観計画

下野市は「下野市景観条例」(令和4年下野市条例第1号)及び「下野市景観計画」(令和4年3月, 下野市)により市全域を景観計画区域としている。景観計画区域においては, 届出が必要なものとして周辺景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為(大規模行為)については, 景観法に基づく届出の前に事前協議を行うものとしている。届出の対象となる行為は表3.2-56に示すとおりである。

表 3.2-56 景観計画区域における届出対象となる行為

《建築物》			
対象行為	届出対象規模(届出が必要)	大規模行為規模(事前協議が必要)	
建築物の新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの	高さ13m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの	
《工作物》			
工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる模様替え又は色彩の変更	① さく, 塀, 垣(生け垣を除く。), 擁壁等	高さ3mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
	② 煙突, 排気塔等 ③ 鉄筋コンクリート柱, 鉄柱, 木柱等 ④ 記念塔, 電波塔, 物見塔等 ⑤ 高架水槽, 冷却塔等 ⑥ 広告塔, 広告板等 ⑦ 彫像, 記念碑等	高さ10mを超えるもの	高さ15mを超えるもの
	⑧ 電気供給若しくは優先電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ15mを超えるもの	高さ20mを超えるもの
	⑨ 観覧車, メリーゴーランド等の遊戯施設 ⑩ アスファルトプラント等の製造施設等 ⑪ ガス, 石油, 穀物等を貯蔵し, 又は処理する施設 ⑫ 自動車車庫の用に供する施設 ⑬ 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設等	高さ10m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの	高さ15m 又は建築面積1,000m ² を超えるもの
	⑭ 再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ2mを超えるもの 又は区域面積500m ² を超えるもの	高さ5mを超えるもの 又は区域面積5,000m ² を超えるもの
	《開発行為》		
	都市計画法で規定する開発行為	区域面積10,000m ² を超えるもの	—

出典: 「下野市景観計画」(下野市, 令和4年3月)

(10) 自然関連法令等

1) 自然関連法令等による指定状況

a) 「自然公園法」による指定状況

概況調査地域において「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園及び国定公園，「栃木県立自然公園条例」（昭和 33 年栃木県条例第 11 号）に基づく県立公園は指定されていない。

b) 「自然環境保全法」等による指定状況

概況調査地域において「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域，「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和 49 年栃木県条例第 5 号）に基づく自然環境保全地域，緑地環境保全地域はいずれも指定されていない。

c) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」による指定状況

概況調査地域における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区，銃器に係る特定猟具禁止区域の指定状況は図 3.2-12 に示すとおりである。

なお，対象事業実施区域においてはいずれも指定されていない。

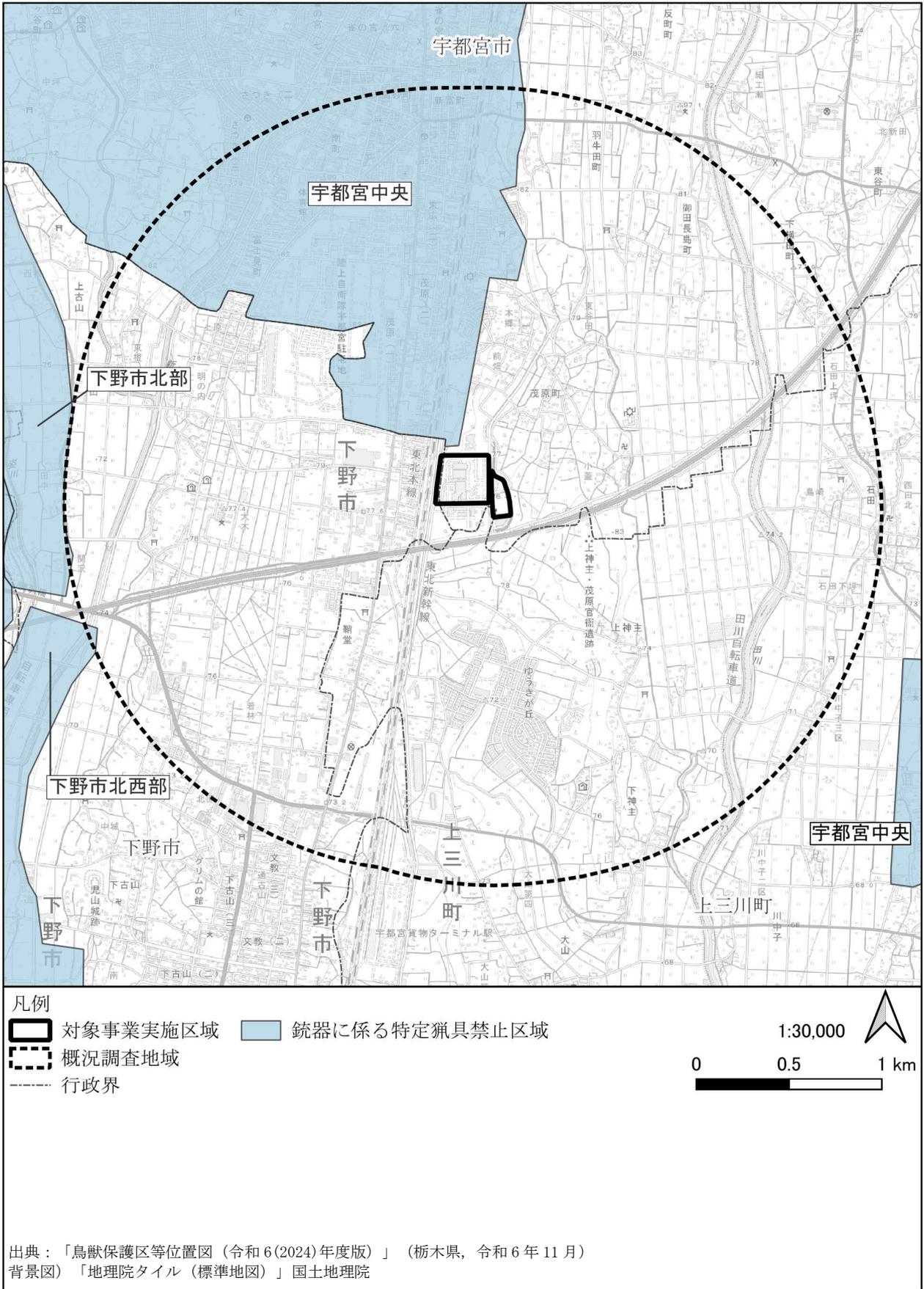


図 3.2-12 鳥獣保護区等の指定状況

3.2.7 その他の事項

(1) 環境基本計画

1) 栃木県環境基本計画

「栃木県環境基本条例」（平成8年栃木県条例第2号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定められたものであり、計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を目標年度とする5ヵ年計画である。

本計画では、基本理念に基づいた4つの基本目標を柱に、環境に関する施策を展開することとしている。基本理念、基本目標、施策項目は、表3.2-57に示すとおりである。

表 3.2-57 栃木県環境基本計画における基本理念・基本目標・施策項目

基本理念	基本目標	施策項目
<ul style="list-style-type: none"> ・環境の恵沢の享受と将来の世代への継承 ・人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築 ・すべての者の参加による環境の保全への取組 ・地球環境の保全への貢献 	1. 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	<ul style="list-style-type: none"> (1) 温室効果ガスの排出削減 (2) 気候変動への適応
	2. 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」	<ul style="list-style-type: none"> (1) 分散型エネルギーの自立化 (2) エネルギー需給体制の強靱化
	3. 良好な生活環境が保全された「とちぎ」	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌・地盤環境の保全 (4) 騒音・振動・悪臭の防止 (5) 資源循環の推進
	4. 人と自然が共生する「とちぎ」	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の生態系の保全 (2) 森林・みどりづくり活動の推進 (3) 自然の利活用・環境整備 (4) 野生鳥獣の適正管理 (5) 外来種対策の推進

出典：「栃木県環境基本計画」（栃木県，令和3年3月）

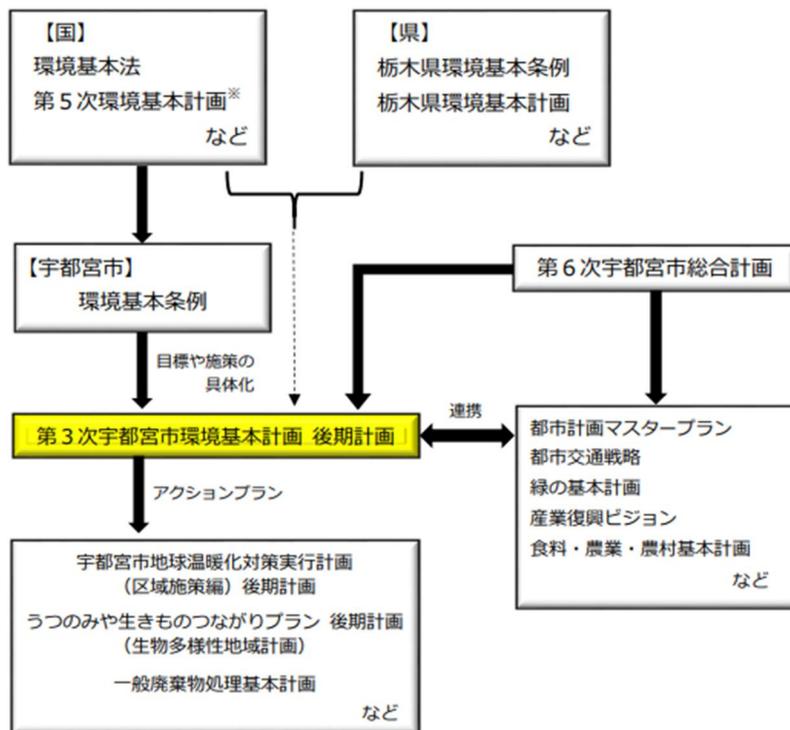
2) 第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）

宇都宮市では平成27年度に、「宇都宮市環境基本条例」（平成13年宇都宮市条例第32号）の基本理念の下、市が目指すべき「環境都市」の姿を明確化し、事業を計画的に推進するため「第3次宇都宮市環境基本計画」を策定している。

その後、人口減少社会の到来や超高齢社会への本格的な移行など、社会経済状況の変化や、これまでの施策の達成状況などを踏まえた中間見直しを実施し、後期5年を計画期間とする「第3次宇都宮市環境基本計画後期計画」を策定した。

本計画は、「宇都宮市環境基本条例」（平成13年宇都宮市条例第32号）の基本理念において示している、宇都宮市が果たすべき責務や目指すべき将来像を見据え、「第6次宇都宮市総合計画」の個別計画として、環境に係る施策・事業を計画的かつ効果的に推進するために定める計画であり、市民・団体、事業者、行政等の各主体が環境保全への取組を実施する際の指針ともなる。

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であり、本計画の位置づけは図3.2-13に、本計画における計画の展開（体系）は表3.2-58に示すとおりである。



出典：「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」（宇都宮市，令和3年3月）

図 3.2-13 宇都宮市環境基本計画の位置づけ

表 3.2-58 宇都宮市環境基本計画の展開（体系）

基本理念	分野	基本施策	施策内容
みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや	地球環境	①低炭素化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における低炭素化の促進 ・事業所における低炭素化の促進 ・市役所における低炭素化の促進
		②自立分散型エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・創エネルギー・畜エネルギーの普及促進 ・地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用
		③環境にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない都市整備 ・エコで便利な交通体系の構築 ・気候変動への適応策の推進
	廃棄物	①ごみの発生抑制・再使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の推進 ・発生抑制・再使用の促進
		②資源循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環利用の推進 ・各主体による資源化の促進
		③適正な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な収集、処分体制の推進 ・不法投棄の未然防止、拡大防止の推進
	自然環境	①生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全に関する意識の醸成 ・生きものとその生息、生育環境の保全の推進
		②自然と共生したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の多面的機能の維持向上 ・都市の緑の保全と創出 ・水資源の確保 ・河川環境の保全と創出 ・良好な景観の保全と創出
	生活環境	①環境調査、監視等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の監視 ・水質汚濁状況の監視 ・騒音振動の調査 ・放射線や化学物質の調査
		②発生源対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業場の監視、指導 ・事業者等への意識啓発 ・自動車排出ガス対策の充実 ・生活排水対策の充実
	人づくり	①「もったいない」のこころの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 ・もったいない運動を取り入れたイベントの開催
		②自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の場と機会の提供 ・地域における環境保全活動を担う人材の育成
		③「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体による環境配慮行動の推進 ・多様な活動主体間の連携促進

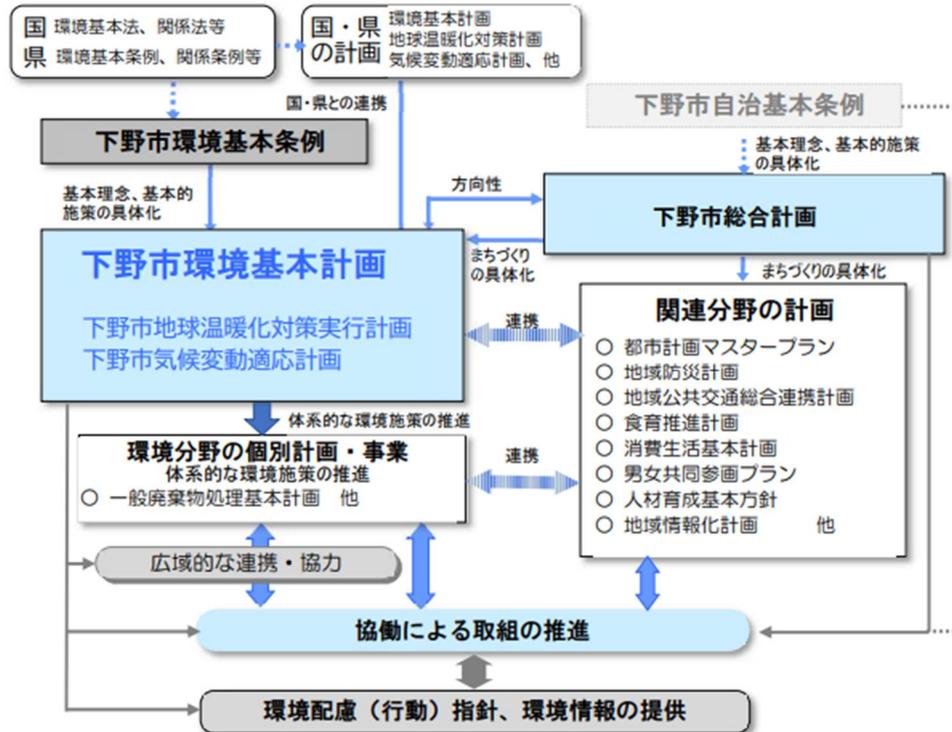
出典：「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」（宇都宮市，令和3年3月）

3) 第二次下野市環境基本計画

本計画は、「下野市環境基本条例」（平成24年下野市条例第4号）に基づき、環境の保全及び創造に関する取組を推進するための環境政策の最も基本となる計画である。

本計画の期間は令和5年度から令和14年度までの10年間であるが、計画の中間年である令和9年度に計画進捗状況や社会情勢及び環境の変化を踏まえ取組内容や指標等の見直しを行う。

本計画の位置づけは図3.2-14に、本計画における計画の展開（体系）は表3.2-59に示すとおりである。



出典：「下野市環境基本計画」（下野市，令和5年3月）

図 3.2-14 下野市環境基本計画の位置づけ

表 3.2-59 下野市環境基本計画の展開（体系）

目指す環境像	基本目標	基本施策	施策内容
豊かな自然と共生し、安全・安心して暮らせる持続可能な環境のまち しもつけ	再エネ利用や脱炭素社会づくりが進められるまちづくり	①カーボンニュートラルの実現	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー利用の普及促進 脱炭素・省エネ行動の普及促進 エネ起源以外温室効果ガス排出抑制の促進
		②脱炭素を支えるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス吸収源対策の推進 住宅や建物等のゼロエネルギー化の促進 移動の脱炭素化の促進 まち歩きや自転車利用が楽しいまちづくり
		③気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響に関する情報の共有 気候変動への適応に向けた取組の促進
	環境にやさしい資源利用や3Rが進む循環型社会のまちづくり	①ごみゼロ社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 食品ロス対策の推進（生ごみ対策を含む） プラスチック資源循環の普及促進
		②適切な廃棄物処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄・ポイ捨て防止の推進 効率的な資源回収・廃棄物収集体制の整備 廃棄物処理施設の管理・廃棄物広域処理の推進
	豊かな自然と共生し、安全・安心して暮らせるまちづくり	①自然豊かな里地里山の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全と再生（外来種・鳥獣被害対策含む） 平地林・緑地の保全と再生 水辺の保全と再生、健全な水循環の形成 水資源の保全と活用
		②自然が育む良好な環境とのふれあいの増進	<ul style="list-style-type: none"> 農業・農地の保全と活用 自然や歴史・文化環境とのふれあいの向上 景観の保全・創造、環境美化の推進
		③安全で安心して暮らせる快適で良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大気・水・土壌環境の監視と保全・向上 放射線・有害物質等の環境汚染の防止 防災・減災の推進
	環境行動が進み、ともに築く環境のまちづくり	①環境教育・学習の推進，環境保全行動の普及	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・学習の推進，環境指導者の育成 環境保全行動の普及啓発 環境調査・環境情報の整備と発信（公開含む）
		②環境にやさしい産業活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かした産業の推進 環境にやさしい事業活動の推進
		③環境交流・連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境交流・環境保全活動の促進 しもつけ環境市民会議との連携 地域循環共生圏の構築（広域連携を含む）

出典：「下野市環境基本計画」（下野市，令和5年3月）

(2) 地球温暖化に関する計画

1) 栃木県気候変動対策推進計画

栃木県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づく計画を平成 12 年（2000 年）から順次策定し、県内の温室効果ガスの排出削減を図るとともに、県自らが排出する温室効果ガスの排出抑制などに取り組んでいる。

令和 2 年（2020 年）12 月には、国が目指す「グリーン社会」の実現に呼応して、「2050 年カーボンニュートラル実現を目指すこと」を宣言し、「栃木県気候変動対策推進計画」を令和 3 年（2021 年）3 月に策定している。本計画は、温室効果ガスの排出削減等対策である「緩和策」と、気候変動による影響の回避・軽減対策である「適応策」を車の両輪として、総合的かつ計画的に推進することを目的としている。また、令和 4 年（2022 年）3 月には、目標達成に必要な取組等を取りまとめた「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定し、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス総排出量を、県全域では平成 25 年度（2013 年度）比 50%削減、県庁内では 80%削減することを目標にした。このロードマップと本計画との整合をはかるため、令和 5 年（2023 年）3 月に改定を行った。推進計画は表 3.2-60 に示すとおりである。

表 3.2-60 栃木県気候変動対策推進計画（体系）

2050 年カーボンニュートラル実現を目指す「緩和策」	県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる「適応策」
<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出削減のさらなる取組 ・地産地消型再生可能エネルギーの導入拡大 ・森林吸収源対策の推進 ・県庁における率先的な取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別取組の着実な実施 ・県気候変動適応センターを中核とした適応の推進 ・栃木県の強みを活かす適応策・適応ビジネス等の促進
<p><重点プロジェクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域で活かす再生可能エネルギープロジェクト 地域の脱炭素化とエネルギー強靱化を両立する再生可能エネルギーの導入拡大を推進 ② 気候変動重点適応プロジェクト 気候変動に適応した持続可能な「とちぎ」を目指す分野別取組を推進 ③ 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた県庁率先取組プロジェクト 県庁が使用する電力のグリーン化を目指す、省エネルギー対策の更なる加速化 	

出典：「栃木県気候変動対策推進計画」（栃木県，令和 3 年 3 月）

2) 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

宇都宮市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、令和 2 年度（2020 年度）に、市域の地球温暖化対策の推進を図る「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）後期計画」等を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な施策・事業を推進してきた。

また、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラルを目標とする動きが広まっているほか、国内においても脱炭素社会の実現に向けた動きが加速している中で、「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」を策定し、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス削減目標を上方修正し、平成 25 年度（2013 年度）比 50%の削減としたことを踏まえ、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

本計画の期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 7 年間であり、重点プロジェクトは表 3.2-61 に示すとおりである。

表 3.2-61 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）重点プロジェクト

プロジェクト名	指標	概要
スマート&ゼロカーボンムーブプロジェクト	公共交通の年間利用者数	<p>ライトラインの導入やバス路線の再編，交通系 IC カード等を活用した運賃負担の軽減など公共交通の利用環境の向上を図るとともに，もったいない運動などと連動しながら全市民的な利用策を展開することで行動変容を促進し，EV の導入促進も図りながら，移動に伴う二酸化炭素排出ゼロを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通系 IC カード等を活用した公共交通の利便性向上策の実施 ●デコ活等の環境配慮行動の実践促進
再生可能エネルギー最大限導入・活用プロジェクト	宇都宮ライトパワーの取扱再エネ電力量	<p>地域ポテンシャルを活かした再エネの最大限導入と，自家消費や地域新電力会社の活用など地産地消を推進し，電力の脱炭素化と地域経済の活性化に寄与するとともに，設備導入にあたっては，周辺環境や自然との調和を図り，地域住民の理解を得ながら，地域にメリットのある再エネ設備を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施 ●地域新電力による AI・IoT を活用した電力調達やエネルギー融通の推進
カーボンニュートラルなまちづくりプロジェクト	脱炭素先行地域計画の進捗	<p>長年に渡り二酸化炭素排出量に影響を与える住宅・建築物と都市基盤の脱炭素化を図るとともに，先行的に脱炭素化を推進するモデル地区を設定し，脱炭素化に向けた様々な取組を実施しながら，当該地区における効果的な取組を連携・波及することにより，市域全体の脱炭素化を牽引する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素先行地域計画に基づくライトライン沿線におけるモデル地区の創出 ●ZEH の導入促進

出典：「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宇都宮市，令和6年2月）

3) 下野市地球温暖化対策実行計画・下野市地域気候変動適応計画

(第二次下野市環境基本計画)

下野市では、「人と自然が調和し 歴史と文化のかおる 心豊かな環境のまち しもつけ」を将来像とする「環境基本計画」(平成 25 年 3 月)を策定し、「環境にやさしいエネルギー利用を進めるまちづくり」を基本目標の一つに定め市民・市民団体・事業者と連携してきた。また、地球温暖化対策推進法に基づく「下野市役所地球温暖化対策実行計画」(平成 30 年 3 月)を策定し、環境基本計画と一体となって地球温暖化対策を進めてきた。

今後、脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)の実現に向けた取組を加速化していく必要があり、より総合的・計画的に地球温暖化対策を推進し、実効性や効果を高めていくため、「下野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「下野市地域気候変動適応計画」を、「第二次下野市環境基本計画」に包含した。

本計画の期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間であるが、国・県の見直しや社会情勢の変化に対応し、必要に応じて見直していく。

「地球温暖化対策と気候変動問題」への施策や取組を一体的に展開していくための重点プロジェクトは表 3.2-62 に示すとおりである。

表 3.2-62 第二次下野市環境基本計画重点プロジェクト

プロジェクト名	取組	概要
ゼロカーボンシティプロジェクト	再生可能エネルギーの最大限活用	再エネ・蓄エネの積極的活用等自立分散型エネルギーの普及、エネルギーの脱炭素化の普及 ●自家消費型再エネ活用の普及 ●再エネ由来の電力や未利用エネルギーの有効活用 ●電力等の地産地消・自立分散型エネルギー社会
	COOL CHOICE(賢い選択)の普及	省エネの徹底・脱炭素型ライフスタイルの普及 ●省エネ・脱炭素行動の普及 ●省エネ・脱炭素における環境教育・学習の推進 ●脱炭素・省エネ型製品やサービスの普及
	省エネ・脱炭素型コンパクトシティの構築	省エネやエネルギーロスの少ないコンパクトなまちづくりの推進 ●移動の脱炭素化(電動車普及、インフラ充実) ●まち歩きや自転車利用が楽しめるまちづくり ●公共交通の利用環境の向上
	CO ₂ 吸収・都市熱緩和対策	平地林や農地、緑地・水辺の整備・維持管理など里地里山の多面的機能の向上 ●CO ₂ 吸収・固定の向上 ●都市熱の緩和等省エネの向上 ●防災機能の向上
安全・安心・健康(気候変動適応)プロジェクト	気候変動の影響の把握	●気候変動への理解普及 ●栃木県気候変動適応センターとの連携、情報収集・発信
	自然災害・健康被害における適応策	●防災・減災対策の普及 ●熱中症対策の普及 ●感染症対策の普及
	生活環境・都市環境における適応策	●再エネによる分散型エネルギーの構築、災害時での電力等確保 ●生活・都市基盤への影響回避 ●気候変動等リスク対策の普及
	農林水産業、水資源・自然環境における適応策	●農業での適応の推進 ●水資源・水環境の保全 ●里地里山の多面的機能向上

出典：「第二次下野市環境基本計画」(下野市、令和 5 年 3 月)

4) 上三川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

上三川町では、太陽光発電システム補助などの各種施策の取り組みを行ってきたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があると考え、「上三川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和6年2月）を策定し、町民、事業者、関係機関、近隣市町等と連携協力し、町全体でカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進していく。

本計画の一部に、今後の気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「町民が安心して暮らすことのできる上三川町」を実現することを目的として「気候変動適応計画」が包含されている。気候変動適応計画では気候変動に伴う社会環境や自然環境への影響を、①農業・畜産、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦町民生活・都市生活の7つの分野でどのように現れているかを把握し、環境保全型農業の推進など様々な取り組みを進めている。

なお、本計画の期間は令和6年度から令和12年度までの7年間である。

(3) エネルギー関連計画

1) 栃木県におけるエネルギーへの取り組み

平成 26 年に策定された「とちぎエネルギー戦略」では、エネルギー消費量、再生可能エネルギー設備容量、電力自給率の目標を掲げ取り組まれてきた。一方で、今般の台風など災害の激甚化が懸念されており、災害時にも県内で自立してエネルギーを確保し、地域の強靱化を図ることがより一層重要視されている。

こうした状況から、「とちぎエネルギー戦略」は「栃木県環境基本計画」に統合され、表 3.2-57 に示すとおり、新たな基本目標として位置付けられ、取組の強化を図ることとされている。

2) 宇都宮市におけるエネルギーへの取り組み

宇都宮市では、「スーパースマートシティ」の実現を目指し、「脱炭素社会の構築」をその大切な柱として掲げている。また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、市全体で長期的なビジョンを共有し、市民・事業者・行政が丸となって脱炭素化に取り組んでいくことを目的として、「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」を令和 4 年 9 月に策定した。市の目指す方向性や取り組む内容は、図 3.2-15 に示すとおりである。

<p>◆目指す方向性◆</p> <ul style="list-style-type: none">・脱炭素型ライフスタイルへの変革と一人ひとりの積極的・主体的な行動実践・地域ポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの積極的な創出・利用・地域資源を活かし・育みながらの社会経済システムの変革 <p>◆脱炭素化プロジェクト◆</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」の実施・ネットワークと乗り換え機能の充実・端末交通の脱炭素化・自立分散型エネルギーの普及促進・地域新電力会社宇都宮ライトパワーによる電力の地産地消の推進・環境負荷の少ない都市整備 <p>◆市民に期待する取り組み（一部抜粋）◆</p> <ul style="list-style-type: none">・自宅を ZEH（ゼロエネルギーハウス）にしたり、太陽光発電を設置したりする・再生エネルギー電気への切替・食べ物の地産地消、フードロスの削減・自動車の EV（電気自動車）化・自動車移動から、バス・電車・自転車移動への置き換え <p>◆事業者期待する取り組み（一部抜粋）◆</p> <ul style="list-style-type: none">・照明の LED 化、機械設備などを出来る限り電化し省エネ性能の高いものに変える・事業用の車両の EV（電気自動車）や FCV（燃料電池自動車）に・クールビズ・ウォームビズで、空調の設定温度を適正に・書類はできるだけ電子化、ペーパーレス化・テレワークやオンライン会議の活用・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギー設備の設置検討・リサイクルしやすい商品設計とサプライチェーン連携によるリサイクルルートの構築・カーボンニュートラル社会にふさわしい人材の育成
--

出典：「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」（宇都宮市，令和 4 年 9 月）

図 3.2-15 宇都宮市におけるエネルギーの脱炭素化と省エネ促進のための施策

3) 下野市におけるエネルギーへの取り組み

下野市では、「第二次下野市環境基本計画」（令和5年3月）の基本目標である、「再エネ利用や脱炭素社会づくりが進められるまちづくり」において、再生可能エネルギー利用の普及促進や、脱炭素・省エネ行動の普及促進が施策となっている。下野市では住宅用太陽光発電システム等設置費補助金を毎年70件前後実施したり、公共施設へ太陽光発電システムを導入したりするなど、再生可能エネルギーへの転換に取り組んでいる。

4) 上三川町におけるエネルギーへの取り組み

上三川町では、「上三川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和6年2月）において、再生可能エネルギーの導入促進、有効利用、省エネルギー対策の推進等に取り組んでいる。再生可能エネルギーの導入促進では、地域資源を最大限に活用しつつ、エネルギーの地産地消や災害に強い地域づくりに取り組んでおり、令和2年現在、太陽光発電システムを導入した公共施設は1施設あり、2030年度には5施設にする目標である。

町民に対しても、家庭用低炭素推進設備等を購入・導入した場合は一部補助を行い、低炭素設備等の普及促進に取り組んでいる。また、町民に対しては広報紙やSNSを通じた省エネルギーの取組の推進、事業者に対しては照明のLED化及び空調の高効率化等の普及啓発に取り組んでいる。環境配慮型建築物の普及促進にも取り組んでおり、LED照明化した公共施設は2020年度で7施設あり、2030年度には20施設にする目標である。

(4) 文化財，史跡名勝，天然記念物

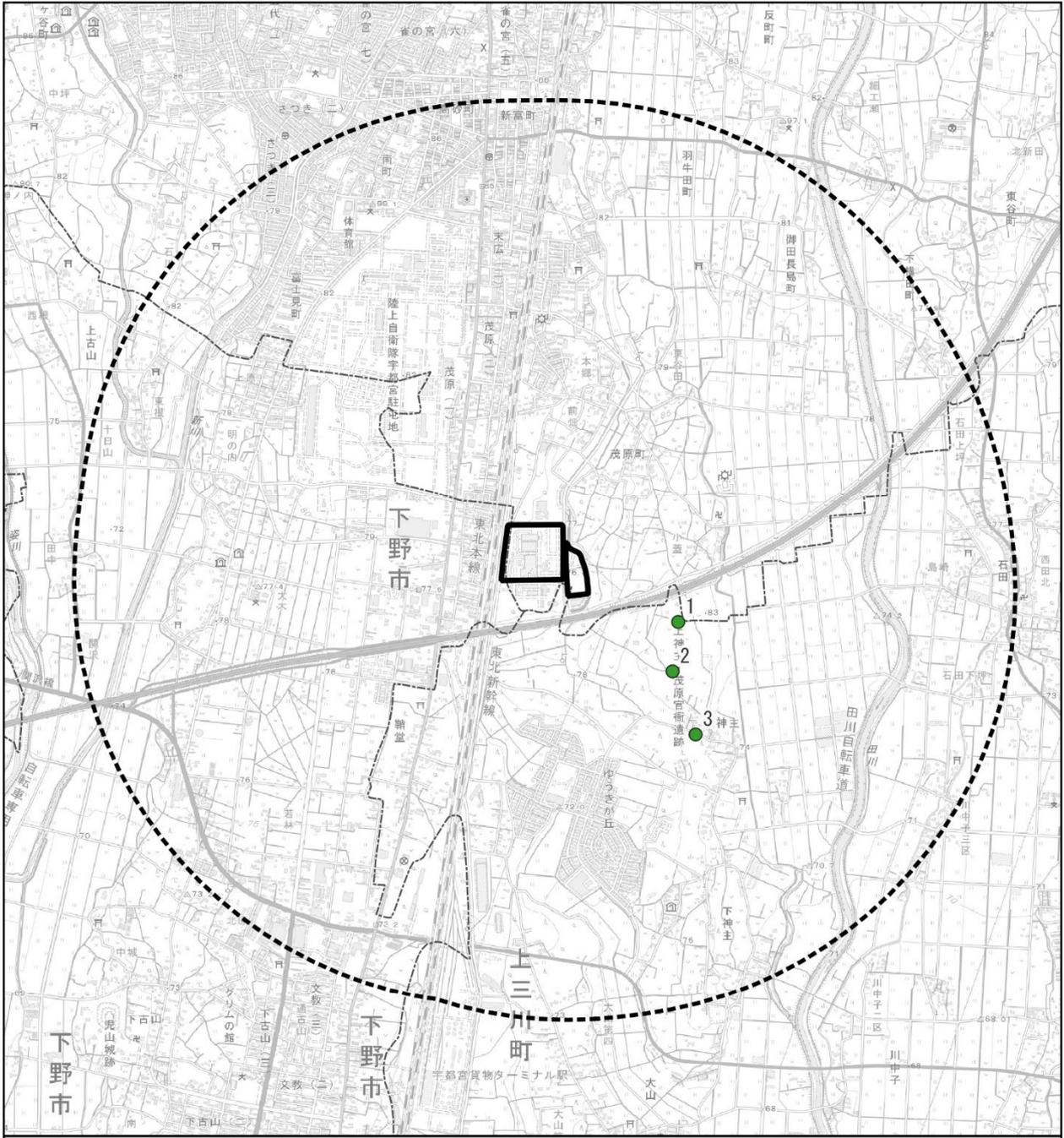
概況調査地域における文化財の指定状況は表3.2-63に、位置は図3.2-16に示すとおりである。概況調査地域には国指定史跡が1件、町指定史跡が2件存在する。

表 3.2-63 概況調査地域内における文化財，史跡名勝，天然記念物

No.	所在市町	区分	名称	住所
1	上三川町	国指定史跡	上神主・茂原官衙遺跡	大字上神主ほか
2		町指定史跡	上神主狐塚古墳	大字上神主
3			後志部古墳群	大字上神主

出典：「指定等文化財一覧」（上三川町ホームページ，<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0136/info-0000000850-0.html> 令和7年10月閲覧）

注）表中のNo.は図3.2-16中の番号と一致する。



出典：「宇都宮市文化財一覧（令和4年4月現在）」（宇都宮市オープンデータポータルサイト、<https://data.city.utsunomiya.tochigi.jp/> 令和7年10月閲覧）
 「指定等文化財一覧」（上三川町ホームページ、<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0136/info-0000000850-0.html> 令和7年10月閲覧）

注）図中の番号は表 3.2-63 中の No. と一致する。
 背景）「地理院タイル（標準地図）」国土地理院

図 3.2-16 文化財，史跡名勝，天然記念物等の状況

(5) 埋蔵文化財

対象事業実施区域を中心とした 1/5,000 の図郭内における埋蔵文化財の指定状況は表 3.2-64 に、位置は図 3.2-17 に示すとおりである。対象事業実施区域内には埋蔵文化財が 2 件存在する。

表 3.2-64 対象事業実施区域周辺における埋蔵文化財

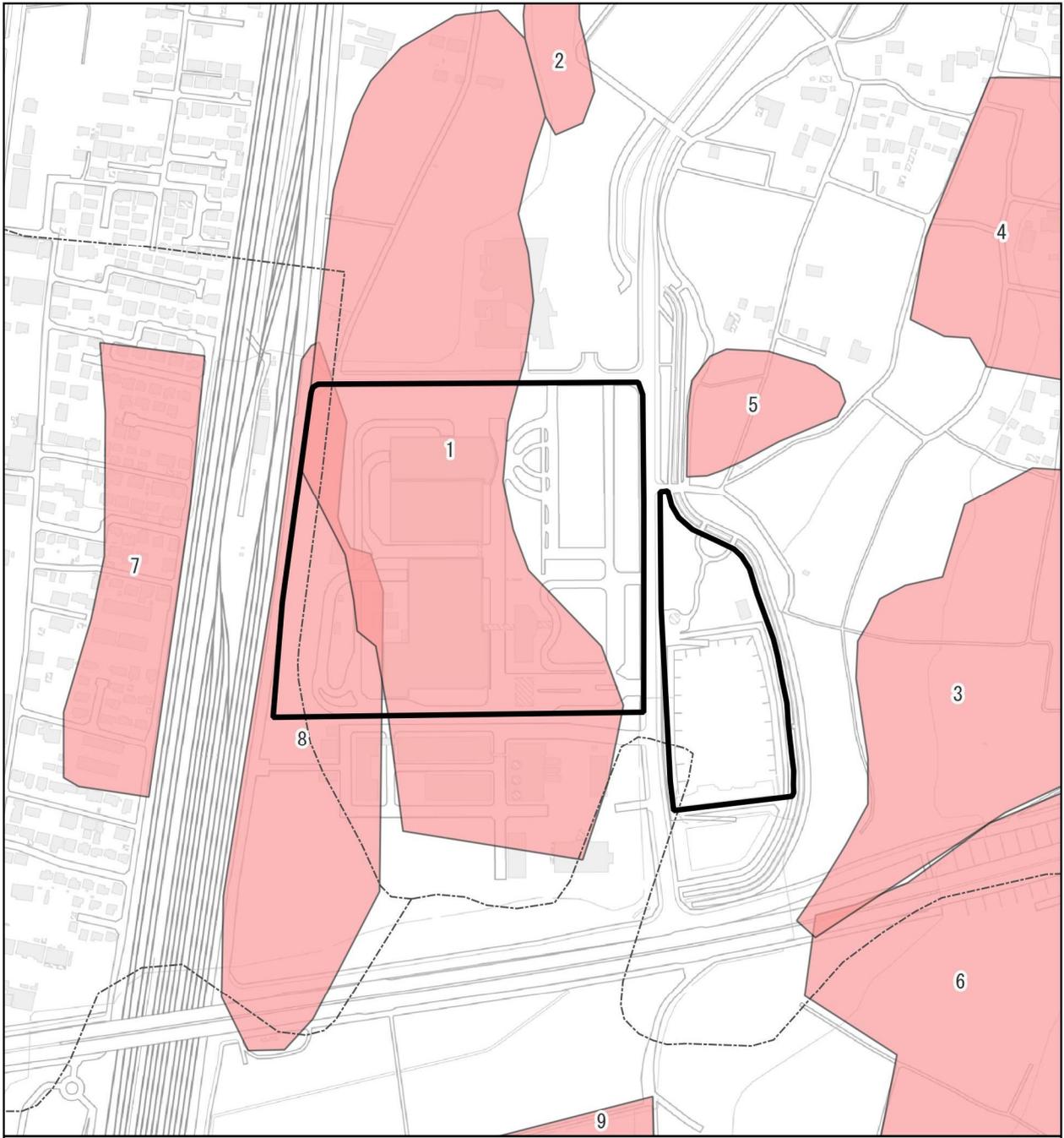
No.	所在市町	名称	種別	時代
1	宇都宮市	西下谷田遺跡	集落跡・古墳	古墳・奈良平安
2		前畑遺跡	集落跡	奈良・平安
3		茂原向原遺跡	集落跡	古墳・奈良平安
4		小蓋遺跡	集落跡	古墳・奈良平安
5		小蓋林遺跡	集落跡	古墳・奈良平安
6	宇都宮市・上三川町	茂原向原遺跡	集落跡	古墳・奈良平安
7	下野市	北原遺跡	散布地	古墳～平安
8	宇都宮市・下野市・上三川町	北原東遺跡	古墳, 集落跡	縄文・古墳
9	上三川町	向原遺跡	集落跡	縄文～奈良平安

出典：「宇都宮市資料」（宇都宮市）

「しもつけシティーガイド」（下野市, <https://www.sonicweb-asp.jp/shimotsuke/> 令和 7 年 10 月閲覧）

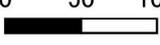
「上三川町遺跡分布地図」（上三川町教育委員会, 令和 3 年 2 月）

注) 表中の No. は図 3.2-17 中の番号と一致する。



凡例

	対象事業実施区域		埋蔵文化財包蔵地
	概況調査地域		
	行政界		

1:5,000 
0 50 100 m 

出典：「宇都宮市資料」（宇都宮市）
「しもつけシティーガイド」（下野市, <https://www.sonicweb-asp.jp/shimotsuke/> 令和7年10月閲覧）
「上三川町遺跡分布地図」（上三川町教育委員会, 令和3年2月）
注）図中の番号は表 3.2-64 中のNo. と一致する。
背景）「地理院タイル（標準地図）」国土地理院

図 3.2-17 埋蔵文化財の状況

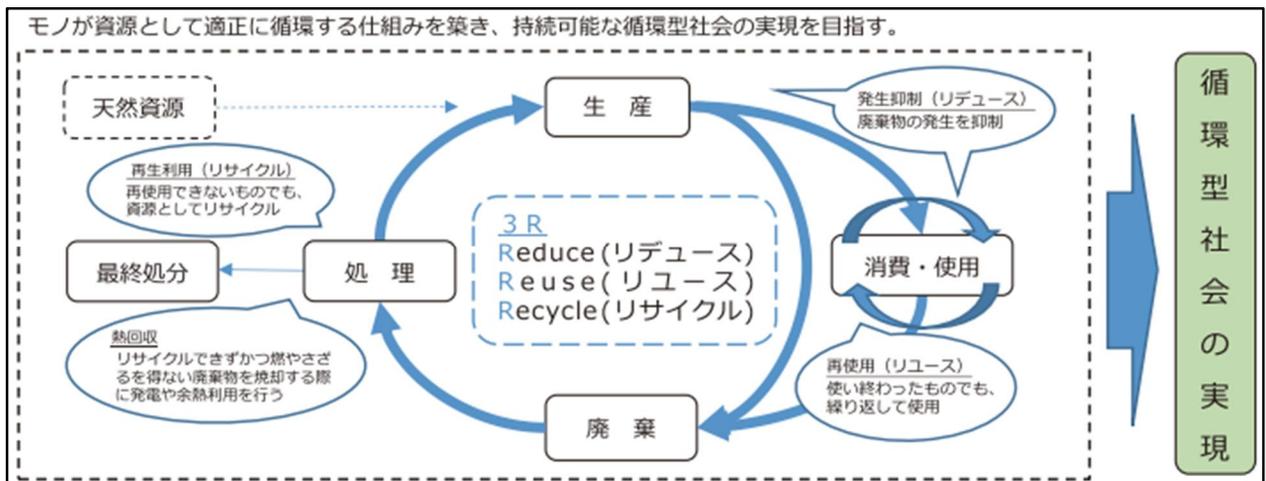
(6) 廃棄物等

1) 栃木県資源循環推進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

栃木県では、平成28(2016)年3月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を展開し、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んできた。この間、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方のもと、国では循環型社会を優先課題の一つとして位置付け、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策を進めるなど資源循環を巡る情勢は大きく変化し、更には地球温暖化など気候変動への対策や、頻発する大規模災害によって発生する災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じつつ社会経済活動を進めていく「新たな日常」への対応も喫緊の課題となってきた。

こうした状況を踏まえ、引き続き廃棄物の減量及び適正処理を図りつつ、新たな課題にも柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとして、令和3(2021)年3月に、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とする「栃木県資源循環推進計画」が策定した。

本計画の位置づけは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づく、国の基本方針に即して定める計画である。本計画における基本的な考え方は図3.2-18、4つのテーマは図3.2-19に示すとおりである。



出典：「栃木県資源循環推進計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）」（栃木県，令和3年3月）

図 3.2-18 栃木県資源循環推進計画における基本的な考え方

テーマ1 ライフサイクル全体での資源循環の推進

(目標)

ライフサイクル全体での資源循環の推進のため、県民及び排出事業者に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るとともに、プラスチックをはじめとした再生利用に向けた取組を促進し、最終処分量の削減を図る。

テーマ2 資源循環としての適正処理の推進

(目標)

廃棄物の適正処理に向けた環境整備を進めるとともに不適正処理に対する効果的な防止対策を行う。

テーマ3 資源循環推進体制の確保

(目標)

資源循環推進体制の確保を図ることで、廃プラスチック等の廃棄物の循環利用を促進する。
また、非常災害時において、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、市町等、関係団体、処理業者等と連携し、そのための体制を整備する。

テーマ4 廃棄物・リサイクル産業の振興

(目標)

廃棄物処理施設等に対する県民等の理解を促進するとともに、必要な処理施設の確保等を通じて、廃棄物・リサイクル産業の振興を図る。

出典：「栃木県資源循環推進計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）」（栃木県，令和3年3月）

図 3.2-19 栃木県資源循環推進計画における4つのテーマ

2) とちぎの廃棄物（令和5（2023）年度版）

栃木県では栃木県内における廃棄物の状況及び資源循環推進課の所管事業の概要をまとめた「とちぎの廃棄物」を策定している。

令和5年度の栃木県の一般廃棄物の排出状況，処理・処分状況は表 3.2-65，表 3.2-66 に示すとおりである。また，栃木県の産業廃棄物の排出状況，処理・処分状況を表 3.2-67～表 3.2-69 に示すとおりである。

表 3.2-65 一般廃棄物の排出状況（令和5（2023）年度）

		実績値 (令和5(2023)年度)	目標値又は参考値 ^{注)1, 注)2} (令和7(2025)年度)
排出量	生活系	447 千 t	612 千 t ^{注)2}
	事業系	160 千 t	
1人1日当たりの生活系排出量		639g (665g)	650g ^{注)1}
再生利用率(量)		15.0% (91 千 t) (15.3%)	19.0% ^{注)1} (116 千 t)
最終処分率(量)		9.2% (56 千 t) (10.9%)	8.7% (53 千 t ^{注)2})

出典：「とちぎの廃棄物（令和5（2023）年度版）」（栃木県，令和7年4月）

注1) 栃木県資源循環推進計画（令和3(2021)年3月策定）における目標値

注2) 環境大臣が定める基本方針に準じた参考値

注3) 下段の〈〉は，宇都宮市における数値

表 3.2-66 一般廃棄物の処理・処分状況

(単位：t)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)
排出量	667,980	663,761	660,826	661,148	648,103	630,025	607,181
中間資源化量	29,415	26,942	25,266	26,863	25,739	24,207	22,398
中間処理後再生利用量	55,820	56,385	60,748	62,336	60,795	58,838	55,957
集団回収量	24,317	22,815	20,998	16,189	15,768	14,404	12,832
再生利用量 (率)	109,552 (16.4%)	106,142 (16.0%)	107,012 (16.2%)	105,388 (15.9%)	102,302 (15.8%)	97,449 (15.5%)	91,187 (15.0%)
最終処分量 (率)	58,574 (8.8%)	56,957 (8.6%)	63,181 (9.6%)	62,633 (9.5%)	57,595 (8.9%)	63,454 (10.1%)	55,678 (9.2%)

出典：「とちぎの廃棄物（令和5（2023）年度版）」（栃木県，令和7年4月）

注）再生利用率については栃木県独自の算出方法によるものである。

表 3.2-67 産業廃棄物の排出状況（令和5（2023）年度）

	実績値 (令和5（2023）年度)	目標値又は参考値 (令和7（2025）年度)
排出量	3,529 千 t	4,292 千 t ^{注2}
再生利用率 (量)	51.0% (1,798 千 t)	53.0% ^{注1} (2,275 千 t)
最終処分率 (量)	2.2% (77 千 t)	2.0% (84 千 t ^{注1})

出典：「とちぎの廃棄物（令和5（2023）年度版）」（栃木県，令和7年4月）

注1）栃木県資源循環推進計画（令和3（2021）年3月策定）における目標値

注2）環境大臣が定める基本方針に準じた参考値

表 3.2-68 産業廃棄物年度別種類別の排出状況

(単位：千 t・%)

	R元(2019)年度		R2(2020)年度		R3(2021)年度		R4(2022)年度		R5(2023)年度	
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
汚泥	3,045	36.1	2,974	36.4	2,927	36.3	2,882	36.1	2,708	37.0
動物のふん尿	2,951	35.0	2,950	36.1	2,872	35.7	2,714	34.0	2,757	37.7
がれき類	1,085	12.9	1,090	13.3	1,006	12.5	1,096	13.7	759	10.4
鋳さい	357	4.2	215	2.6	272	3.4	286	3.6	228	3.1
木くず	177	2.1	173	2.1	174	2.2	195	2.4	137	1.9
廃プラスチック類	190	2.3	179	2.2	178	2.2	184	2.3	157	2.1
ガラス陶磁器くず	145	1.7	145	1.8	150	1.9	160	2.0	155	2.1
金属くず	30	0.4	28	0.3	29	0.4	29	0.4	44	0.6
その他	457	5.4	426	5.2	448	5.6	436	5.5	370	5.1
合計 ()内は前年比	8,437 (100.6%)	100.0	8,180 (97.0%)	100.0	8,055 (98.5%)	100.0	7,982 (99.1%)	100.0	7,315 (91.6%)	100.0

出典：「とちぎの廃棄物（令和5（2023）年度版）」（栃木県，令和7年4月）

注）各項目で四捨五入しているため，合計と内訳が一致しないことがある。

表 3.2-69 産業廃棄物種類別の処理・処分状況

(単位：千t・%)

	再生利用量		減量化量		最終処分量		その他量		排出量
		割合		割合		割合		割合	
汚泥	172 (82)	10.2 (4.9)	1,507 (1,580)	89.4 (94.6)	7 (8)	0.4 (0.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	1,686 (1,670)
がれき類	745 (1,084)	98.2 (98.9)	0 (0)	0.0 (0.0)	13 (12)	1.7 (1.1)	0	0.0	759 (1,096)
鋳さい	222 (282)	97.5 (98.9)	6	2.4	0 (3)	0.1 (1.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	228 (286)
木くず	129 (143)	94.3 (73.3)	6 (49)	4.3 (25.1)	2 (3)	1.5 (1.6)	0 (0)	0.0 (0.0)	137 (195)
廃プラスチック類	109 (143)	70.4 (78.7)	35 (24)	22.2 (13.2)	11 (15)	7.3 (8.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	155 (182)
ガラス陶磁器くず	145 (135)	93.6 (84.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	10 (25)	6.4 (15.6)	0 (0)	0.0 (0.0)	155 (160)
金属くず	42 (28)	95.6 (97.3)			2 (1)	4.4 (2.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	44 (29)
その他	233 (303)	63.8 (70.2)	101 (112)	27.7 (25.9)	31 (17)	8.4 (3.9)	0 (0)	0.0 (0.0)	365 (431)
合計 ()内は前年値	1,798 (2,200)	51.0 (54.3)	1,654 (1,765)	46.9 (43.6)	77 (84)	2.2 (2.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	3,529 (4,049)

出典：「とちぎの廃棄物（令和5（2023）年度版）」（栃木県，令和7年4月）

注1）各項目で四捨五入しているため，合計と内訳が一致しないことがある。

注2）空欄の項目は廃棄物が発生していないことを表し「0」の項目は500t未満であることを表す。

3) 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づいて策定されたものであり，宇都宮市内における一般廃棄物（家庭や事業所から出るごみ）の処理について長期的な方向性を定めるものである。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし，ごみ排出量の推移，施策の効果，社会情勢の変化等を踏まえ，5年ごとに改定を行う。基本理念及び基本方針と基本施策は図3.2-20に，宇都宮市における現有施設を表3.2-70に示すとおりである。

<p>基本理念：市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって，持続可能な循環型社会を形成します。</p>
<p>基本方針と基本施策</p>
<p><u>基本方針1 発生抑制・再使用の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の促進 ・発生抑制の促進 ・再使用の促進
<p><u>基本方針2 資源循環利用の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環利用の促進 ・市民・事業者主体による資源化の促進
<p><u>基本方針3 適正な処理の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な収集・処分体制の推進 ・適正処理の推進

出典：「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」（宇都宮市，令和3年3月）

図 3.2-20 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画における基本理念，基本方針と基本施策

表 3.2-70(1) 宇都宮市現有施設（中間処理施設）

施設名称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
竣工	令和2年5月	平成13年3月
焼却設備（処理能力）	95t/24h×2炉	130t/24h×3炉
灰溶融設備（処理能力）	—	電気溶融式（40t/24h×1炉）
破碎設備（処理能力）	400m ³ /5h×1基（可燃性粗大ごみ用）	33m ³ /h×1基（可燃性粗大ごみ用）
余熱利用方法	—	・クリーンパーク茂原内：暖房・給湯（施設） ・保健施設：高温水供給（施設，浴場）
ごみ発電（定格出力）	3,500kw	7,500kw

出典：「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」（宇都宮市，令和3年3月）

表 3.2-70(2) 宇都宮市現有施設（資源化施設）

施設名称	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	エコプラセンター下荒針
竣工	平成13年3月	平成22年3月
処理能力	135t/日（5h）	36t/日（6h）
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・びん缶類ライン [46t/5h×2系列] ・ペットボトルライン [8t/5h×1系列] ・不燃ごみライン [35t/5h×1系列：不燃ごみ 25t/5h, 粗大ごみ 10t/5h] 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ライン [34.6t/6h×1系列] ・白色トレイライン [1.4t/6h×1系列]
選別回収品目	粉碎金属（鉄，アルミ），プレス金属（鉄，アルミ），カレット（無色，茶色，その他），ペットボトル，蛍光灯，乾電池	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く），白色トレイ
選別方式	機械選別＋手選別	機械選別＋手選別

出典：「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」（宇都宮市，令和3年3月）

表 3.2-70(3) 宇都宮市現有施設（最終処分場）

施設名称	エコパーク下横倉
竣工	令和2年3月
埋立面積	約2.6ha
埋立容積	約290,000m ³ （約15年間分相当）
処分場の形態	被覆型
計画期間	令和2年度～令和17年度（予定）
埋立対象物	焼却灰，固化灰（ばいじん），不燃残渣など
浸出水処理能力	55m ³ /日

出典：「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」（宇都宮市，令和3年3月）

4) 下野市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、「第二次下野市総合計画」（令和3年3月策定）を上位計画として、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものであり、下野市の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられ、一般廃棄物処理の基本方針となるものである。計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間であり、令和8年度を中間目標年度とする。

基本理念及び基本方針と取組み内容については図3.2-21に示すとおりである。なお、下野市のごみ処理は令和3年度において、小山広域及び宇都宮市の施設により処理が行われている。

<p>基本理念：循環型社会の構築で安心して暮らせる環境づくり</p>
<p>基本方針と取組み内容</p>
<p><u>基本方針1 ごみの発生抑制の推進</u></p> <p>循環型社会の形成に向けて、発生するごみの量をできる限り少なくするため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながらごみの発生抑制に取組み処理・処分するごみを減量します。</p>
<p><u>基本方針2 資源化の推進</u></p> <p>発生したごみは、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながら分別意識を高め可能な限り資源化を推進します。</p>
<p><u>基本方針3 適正な処理・処分の推進</u></p> <p>ごみの発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R原則に基づく循環型ごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業のため小山広域保健衛生組合及び宇都宮市と連携し、適正な処理・処分を推進します。</p>

出典：「下野市一般廃棄物処理基本計画」（下野市、令和4年3月）

図 3.2-21 下野市一般廃棄物処理基本計画における基本理念
基本方針と取組み内容

5) 上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

本計画は、上位計画である「上三川町第7次総合計画(後期基本計画)」（令和3年3月策定）と整合を図り、基本目標のひとつである「“自然・環境”のまちづくり」で示されている「環境衛生の充実」を目指し、上三川町における一般廃棄物の排出抑制に向けた方策、処理に関する基本方針等の事項について示すとともに、住民、事業者、行政の協働により取組を推進するためのものである。計画期間は令和3年度から令和17年度までの15年間とし、令和7年度を「短期目標年次」とし、10年後の令和12年度を「中間目標年次」とする。

基本理念及び基本方針と取組み内容は図3.2-22に示すとおりである。なお、上三川町のごみ処理は令和3年度において、宇都宮市、下野市（石橋町地区）とともに広域処理が行われている。

基本理念：みんなで創る豊かな未来 循環型のまち 上三川

基本方針と取組み内容

基本方針 1 各主体の意識高揚と連携

- ・ 出前講座等による町民の意識高揚
- ・ 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供
- ・ 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携
- ・ 教育機関と連携した環境教育の充実
- ・ イベント等における意識啓発

基本方針 2 2Rを重視した3Rの取組の強化

- ・ 生ごみの減量化に向けた取組の徹底
- ・ 容器包装の削減
- ・ 分別排出の徹底
- ・ 施設における大型ごみのリユースの推進
- ・ 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）
- ・ 食品ロスの削減
- ・ 衣類等のリユースの推進

基本方針 3 適正処理・処分の推進

- ・ 分別収集体制
- ・ 最終処分量の削減
- ・ 不法投棄の未然防止，拡大防止の推進
- ・ 中間処理施設の維持管理と整備
- ・ 家庭系ごみ有料化の調査・研究

基本方針 4 これからの社会変化への対応

- ・ 高齢化社会への対応
- ・ 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組
- ・ 新たな分別品目の検討
- ・ 処理困難物等への対応の検討。

出典：「上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（上三川町，令和3年3月）

図 3.2-22 上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における基本理念，基本方針と取組み内容

(7) 温室効果ガス等

1) 栃木県における 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組

栃木県では「2050 年カーボンニュートラル実現を目指すこと」を宣言し、地球温暖化を防ぐための取り組みを進めている。現在の栃木県の二酸化炭素排出量（全ての温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフロロカーボン等）を二酸化炭素に換算した数値）は、エネルギー由来が全体の 85%を占め、産業分野がエネルギー由来全体の 36%、交通分野が 30%を占めている。産業分野及び交通分野での 2030 年度中間目標は表 3.2-71 に示すとおりであり、持続可能で力強い経済社会の構築のため、エネルギー消費の抑制を目指している。

表 3.2-71 ロードマップにおける 2030 年度中間目標(二酸化炭素削減量目安)の積算等

	取組等	中間目標	削減量目安	積算の考え方
産業分野	電力の脱炭素化策	CO ₂ の排出係数半減	▲150 万 t	・産業分野における電化、省エネ、太陽光発電導入状況等を踏まえ、2030 年度に予測される電力使用量について、国等の取組によりおおよそ半減となる CO ₂ 排出係数(0.23kg/kWh)を乗じて削減量を算出
	再生可能エネルギーの導入 (工場等への太陽光発電の導入)	製造業の 2 割に導入	▲9 万 t	・再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)認定状況等から、現状で工場等への太陽光発電設置は約千件と推計(製造業の約 11%) ・2030 年度までに様々な取組により、新たに太陽光発電を導入する工場等が 800 件程度増加すると見込み、1 件当たり 113.8t-CO ₂ (250kW 想定)で削減量を算出
	省エネ設備等の導入	省エネ設備等の導入	▲19 万 t	・国の地球温暖化対策計画案に掲げられた省エネ対策による国全体の削減見込量を、製造品出荷額の本県シェア率(約 2.8%)で按分して算出
	化石燃料使用設備の転換	設備の 2 割が転換	▲20 万 t	・大気汚染防止法に基づく届出状況から、現状でボイラーは約 4,400 基と推計 ・ボイラーの耐用年数等から、2030 年度までに約 4 割のボイラーが更新され、そのうち半分が様々な取組により、電化又はガス化されると見込み、1 基当たり電化は 290t-CO ₂ 、ガス化は 160t-CO ₂ で削減量を算出
交通分野	ガソリン車等から電動車への転換	乗用車の 6 割・商用車等の一部を転換	▲130 万 t	・現状で乗用車 130 万台のうち、電動車(HV:21 万台、EV:3 千台、FCV:12 台等)の割合は約 16% ・今後の人口減に伴う乗用車全体の減少を踏まえ、2035 年新車乗用車販売電動車 100%に向けた電動車の増加等を見込み、転換に伴う削減量を算出
	渋滞対策・輸送効率化等	乗用車の 6 割・商用車等の一部を転換	▲35 万 t	・国の地球温暖化対策計画案に掲げられた道路交通流対策や輸送対策等による国全体の削減見込量を、自動車保有台数の本県シェア率(約 2.1%)で按分して算出
	公共交通機関の利用拡大等	公共交通利用拡大等	▲20 万 t	・国の地球温暖化対策計画案に掲げられた公共交通機関の利用等による国全体の削減見込量を、自動車保有台数の本県シェア率(約 2.1%)で按分して算出

出典：「とちぎ 2050 年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ(行程表)」(栃木県、令和 4 年 3 月)

2) 宇都宮市における 2030 年度カーボンニュートラルに向けた中間目標

宇都宮市では、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）後期計画」（令和 3 年 3 月）のもと、温室効果ガス排出削減に向けた様々な施策・事業に取り組んでいる。

2020 年度の宇都宮市の温室効果ガス排出量は、367.9 万 t-CO₂で、産業部門で 99.7 万 t-CO₂、民生（家庭）部門で 64.7 万 t-CO₂、民生（業務）部門で 76.0 万 t-CO₂、運輸部門で 90.8 万 t-CO₂、廃棄物部門で 6.1 万 t-CO₂、その他ガスが 30.6 万 t-CO₂である。

各分野での 2030 年度削減見込量は表 3.2-72 に示すとおりであり、2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、エネルギー消費の抑制を目指している。

表 3.2-72 2030 年度における削減見込量

ガス・部門	2013 年度	削減量 (2030 年度)					2030 年度
	基準年度	現状 すう勢 (ア)	再エネ 導入 (イ)	省エネ 対策 (ウ)	電力排出 係数の 低減 (エ)	削減量 の合計 (ア+イ+ウ+エ)	排出量 (2013 年度比)
二酸化炭素	396.0	348.9 (▲47.1)	▲19.4	▲58.2	▲68.9	▲193.6	202.4 (▲48.9%)
産業	110.9	106.3 (▲4.6)	▲1.1	▲15.8	▲19.1	▲40.6	70.3 (▲36.6%)
民生（家庭）	78.3	65.7 (▲12.5)	▲7.9	▲8.9	▲20.3	▲49.7	28.6 (▲63.5%)
民生（業務）	96.2	82.4 (▲13.8)	▲10.3	▲7.1	▲28.6	▲59.8	36.4 (▲62.2%)
運輸	104.1	88.7 (▲15.5)	—	▲24.9	▲1.0	▲41.3	62.8 (▲39.7%)
廃棄物	6.5	5.8 (▲0.7)	—	▲1.5	—	▲2.2	4.3 (▲34.3%)
その他	22.0	29.2 (7.2)	—	▲22.6	—	▲15.4	6.5 (▲70.1%)
合計	418.0	378.1 (▲39.9)	▲19.4	▲80.8	▲68.9	▲209.1	208.9 (▲50.0%)

出典：「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）後期計画」（宇都宮市，令和 3 年 3 月）

注）四捨五入により，合計値や割合が一致しない場合がある。

3) 下野市における 2030 年度カーボンニュートラルに向けた中間目標

下野市では、「下野市役所地球温暖化対策実行計画」（平成 30 年 3 月）を策定し、「環境基本計画〔2013（平成 25）～2022（令和 4）年度〕」（平成 25 年 3 月）と一体になって地球温暖化対策を進めてきた。また、令和 5 年 3 月に「第二次下野市環境基本計画」を策定し、より実効性や効果を高めていくことを目的に「下野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包摂した。各部門における 2030 年度の削減目標は表 3.2-73 に示すとおりである。

表 3.2-73 分野別削減目標

温室効果ガス (CO ₂) 排出量 (単位：千 t-CO ₂)		2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)	
合計		436	235	▲46%	
産業部門		136	84	▲38%	
	製造業	124	77	▲41%	
	建設業・鉱業	3	2	▲38%	
	農林水産業	8	5	▲38%	
業務その他部門		92	45	▲51%	
家庭部門		80	32	▲66%	
運輸部門		114	74	▲35%	
	自動車		109	71	▲35%
		旅客	68	44	▲35%
		貨物	41	27	▲35%
	鉄道	5	3	▲36%	
廃棄物分野（一般廃棄物）		1.5	1.3	▲13%	

出典：「第二次下野市環境基本計画」（下野市，令和 5 年 3 月）

4) 上三川町における 2030 年度カーボンニュートラルに向けた中間目標

上三川町では、令和 5 年 3 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、町民、事業者、関係機関、近隣市町等と連携協力し、町全体でカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進している。各部門における 2030 年度の削減目標は表 3.2-74 に示すとおりである。

表 3.2-74 分野別削減目標

温室効果ガス (CO ₂) 排出量 (単位：千 t-CO ₂)	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)	排出削減等に関する対策	
合計	662	331	▲50%		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入促進 省エネルギー対策の推進 地球環境の整備 循環型社会の形成
産業部門	500	265	▲14%		
	製造業	493	—	—	
	建設業・鉱業	3	—	—	
	農林水産業	3	—	—	
業務その他部門	43	14	▲67%		
家庭部門	46	13	▲72%		
運輸部門	73	39	▲47%		

出典：「上三川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（上三川町，令和 6 年 2 月）

5) オゾン層破壊物質の処理状況

栃木県における令和6年度末の「第一種フロン類回収業者」, 「第一種フロン類充填回収業者」登録事業者数は1,591事業者であった。

第一種フロン類充填回収業者から報告があった令和6(2024)年度のフロン類の回収量等は、表3.2-75に示すとおりである。

表 3.2-75 第一種特定製品に係るフロン類回収量（令和6（2024）年度）

項目	エアコンディショナー		冷蔵機器・冷凍機器		合計	
	整備	廃棄	整備	廃棄	回収量	適正に処理された量
CFC	15.0kg (53台)	28.6kg (29台)	304.8kg (1台)	348.4kg (169台)	696.8kg (252台)	383.2kg
HCFC	882.1kg (192台)	16,781.3kg (2,842台)	190.2kg (35台)	8,433.2kg (635台)	26,286.8kg (3,704台)	26,070.5kg
HFC	17,307.5kg (2,517台)	30,288.4kg (6,678台)	4,003.0kg (987台)	6,189.1kg (2,144台)	57,788.8kg (12,326台)	55,349.5kg
合計	18,204.6kg (2,762台)	47,098.3kg (9,549台)	4,498.0kg (1,023台)	14,970.7kg (2,948台)	84,772.4kg (16,282台)	81,803.2kg

出典：「令和7（2025）年度 環境の状況及び施策に関する報告書」（栃木県，令和7年9月）

注1) 適正に処理された量とは、フロン再生業者または破壊業者等により処理された量。

注2) 回収量と適正に処理された量の差分については、年度当初又は年度末に保管していた量等である。

注3) 端数処理（四捨五入）の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。